

令和7年第3回蟹江町議会定例会会議録

招集年月日	令和7年9月12日(金)		
招集の場所	蟹江町役場 議事堂		
開会(開議)	9月12日 午前9時00分宣告(第3日)		
応 招 議 員	1番	武藤くるみ	2番 多田陽子
	3番	志治市義	4番 石原裕介
	5番	山岸美登利	6番 飯田雅広
	7番	板倉浩幸	8番 水野智見
	9番	三浦知将	10番 吉田正昭
	11番	富田さとみ	12番 伊藤俊一
	13番	安藤洋一	14番 佐藤茂
不応招議員			

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	小島 昌己		
	総務部	部長	鈴木 孝治	安心安全課長	森 実央
		総務課長	藤下 真人		
	民生部	部長	不破 生美		
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	土木農政課長	東方 俊樹
	上下水道部	部長	伊藤 和光		
	消防本部	消防長	竹内 豊		
	教育委員会事務局	教育長	服部 英生	教育部次長	舘林 久美
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事務会局	局長	萩野 み代	書記	荒木 慎介
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
9	安 藤 洋 一	①避難するべき否か 判断はどうする..... ②所轄外の案件について問う.....	166 172
10	山 岸 美登利	①災害時の多様な避難形態について..... ②G I G Aスクール端末の更新と情報モラル教育について	174 180

○議長 伊藤俊一君

皆さん、おはようございます。

令和7年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、昨日に引き続き、定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しております。利用される議員の皆さんには、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。

議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか設定をマナーモードにしていただきますようご協力をお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に議事日程と、安藤洋一君から提出されました、本日の一般質問の際の参考資料を配付しておりますのでお願いをいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問9番 安藤洋一君の質問、「避難するべきか否か 判断はどうする」、「所轄外の案件について問う」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○13番 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、まず大項目1 「避難するべきか否か 判断はどうする」と題しまして質問をさせていただきます。

最近、テレビやラジオ等の天気予報で、「最寄りの避難所等に避難することが困難な場合は、無理をせず、自宅や近くの建物のより高い場所への垂直避難を考えましょう」というような内容のアナウンスをよく耳にします。

そこで、この垂直避難に関連することについてお尋ねをいたしますのでご答弁をお願いいたします。

なお、参考資料として、内閣府発行の警戒レベルと避難情報に関するチラシを添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。画像にも表しております。

では、1問目、まず、その垂直避難について確認とお尋ねをいたします。

①、そもそも垂直避難とはどういうことなのか、どういう状況なのでしょうか。基本的な

ところですので丁寧な説明をお願いいたします。

○安心安全課長 森 実央君

おはようございます。

ただいまご質問のありました垂直避難についてお答えいたします。

まず、垂直避難の対義語として水平避難という言葉がございます。

水平避難とは、被害が及ぶ前に、安全な親戚、知人宅やホテル、旅館などへ立ち退き避難をすることでございます。

それに対しまして垂直避難とは、自宅の2階など高所に避難する方法のことを言います。

また、垂直避難には2種類ございます。

1つは、事前に浸水深など被害想定を確認した上で自宅の安全を把握しており、非常食料や飲料水、資機材などが自宅に備蓄してある状況で、当面の間、生活を送れる状況、その場合を屋内安全確保と言います。

そしてもう一つは、急な大雨や浸水により外への避難が危険な場合や、警戒レベル5を発令した際に、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、自宅の2階など浸水しにくい場所へ緊急的に避難することを緊急安全確保と言います。この2種類が垂直避難としてございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

はい、ありがとうございます。

垂直避難にも二通りあるということが分かりました。

②、垂直避難が必要な状況についての、誰にでも分かりやすい明確な判断基準、こういうものはあるのでしょうか。教えてください。

○安心安全課長 森 実央君

質問のございました垂直避難が必要な状況についてお答えをいたします。

垂直避難の判断基準としましては、1つは、自宅での安全確保が取れる場合、もう一つは、急激な降雨や浸水により屋外での歩行等が危険になった場合が判断基準と言えると思います。近年は、線状降水帯の発生や予想を超える大雨の発生があり、令和7年7月18日にも、近隣の津島市などでは浸水被害がございました。このときのように、事前に屋内安全確保や立ち退き避難をする時間的余裕がない場合、命を守る方法としまして垂直避難——この場合は緊急安全確保となると思いますが——がございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

はい、ありがとうございます。

最初の①のお答えのようなことですね。

③、垂直避難とは、積極的避難の方法の選択肢の中の一つなのか、または、ほかに選択肢のない最終的な手段なのか、いかがお考えでしょうか。これは先ほどからの答弁にもありますように、自宅で安全確保ができる場合のものと、もう外へ逃げられないという場合の二通りあるということなので、これはこれで、先ほどの答えと重複すると思いますのでこれで結構です。

それでは、2問目。

令和3年4月に災害対策基本法が改正され、同年5月より施行されました。これが、今画面で見ていただいております内閣府発行のチラシですね。これが令和3年に発行されたものであります。

①、これ以降で、蟹江町において警戒レベル3以上は何回ほど発令されましたでしょうか。また、この発令によって何人ほどが避難所に避難されましたでしょうか。これ分かる範囲で結構ですのでお答えをお願いいたします。

○安心安全課長 森 実央君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

蟹江町では、令和3年の法改正以降に、警戒レベル3（高齢者等避難）以上の発令をした実績はございません。

しかし、気象警報発表に伴い、自主避難所としまして蟹江中央公民館、蟹江町産業文化会館、蟹江町図書館の3か所を自主避難所として開設しております。そのときの自主避難された方の人数といたしましては、多いときで9名ほどでございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

はい、ありがとうございます。

警戒レベル3での実績がないということですので、②の質問は、例えばのことになってきます。

例えば、ここで避難を決断した人については何ら問題はありませんが、一方で、これは仮定ですけれども、避難行動を起こさなかった、あるいは起こさないであろう大多数の町民の意識を調査し、分析し、次の対応を検討する必要があると考えますがいかがでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ただいまのご質問にお答えいたします。

避難を決断した方、ここでは自主避難所に避難された方を示す言葉として捉えますが、避難行動としまして、避難所に避難することだけが避難行動を起こすということではなく、知人宅やホテルなどに事前の立ち退き避難や、自宅での屋内安全確保も避難行動だと考えております。

また、家族構成の多様化に伴い避難行動も様々であり、住民の方の避難行動の把握はなか

なか困難な状況でございます。

しかし、多様化する避難行動に対し、蟹江町としましても、災害時、住民の方がどのように避難を考えているかは把握しておきたいところでもございます。ですので、防災学習会の中でアンケートを取り入れることや、町のホームページを活用するなどして、住民の意識調査についても今後検討していきたいと考えております。

○13番 安藤洋一君

はい、ありがとうございます。

実際、行かんかった人の意識調査っていうの、なかなかこれ大変なことだというのはよく理解はできますけれども。どこの自治体だったかは分かりませんけれども、やはり、避難指示を出してもほとんど、そういう行動に出る人がいなかったというのもよくニュースで聞きますので、やはり何で避難しないのか、そういうところも、できるだけきちんと把握したいほうがいいのかなと思う。

それに対して、じゃ、どういう出し方をしたらいいのかとかいう検討も生まれてきますので、できるだけそういうところもつかんでおいていただきたいと思います。

③、ここでも、意識的に避難を選択しなかった、また、避難したかったが避難方法が分からなかった、あるいは、頼る人、手助けがなかったなどなど理由は様々あるでしょうが、結果的に避難をしなかったことにより逃げ遅れる可能性が秘められていると思われます。住まいの立地条件等も含め、自己判断の裏づけとなるものの分析が必要かと思われますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

自己判断の裏づけといたしまして、日常より、ご自宅の耐震性、ハザードマップで自宅の浸水深など被害想定、災害リスクを確認していただくことが必要だと考えております。その状況により、立ち退き避難をするのか、屋内安全確保を取るのか自己判断をしていただくことが必要になると考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

はい、ありがとうございます。

まさしくそのとおりなんですけれども、なかなか個人的には、そういう判断というのはできんのじゃないかなというのが思いなんですけれどもね。

3問目、核心ですね、本当に垂直避難でよいのでしょうか。

垂直避難と言えばすっきりと聞こえのよい言葉ではありますが、分かりやすく言えば、逃げ遅れて救助者なしの孤立無縁の状態ではないかと想像します。それも、積極的垂直避難であればまだ冷静な行動もできるでしょうが、消極的垂直避難となると逃げ遅れの感は否めま

せん。パニックに陥ることも予想できます。

では、なぜそうなるのか考えてみると、やはり、そんな災害の経験をしたことがない。そこでぎりぎりの判断をしたことがない。自分で決断をしたことがない。その挙げ句、ずるずると時間が過ぎ逃げ遅れてしまう。そういうことではないでしょうか。

ここで質問です。

①、ただ避難を呼びかけたりチラシを配布するだけでなく、自分のこととして、今の状況を判断してもらう、そんな緊迫感のある訓練が必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました緊迫感のある訓練の必要性についてお答えをさせていただきます。

まず、緊迫感を持っていただくこととしまして、ご自分が住んでいる家の周辺を知つてもらうことが大変有効だと考えております。

蟹江町では、「我が家の避難計画（マイ・タイムライン）」を啓発するとともに、防災学習会の中で、住民の方に作成していただいております。このマイ・タイムラインの作成は、洪水ハザードマップで自宅の浸水深や周辺の状況を確かめることで、実際に住民の方に危機感を持っていただくきっかけとなっております。

このようなことを積み上げていき、住民一人一人に危機感、緊迫感を持っていただける訓練を実施できるよう、啓発や防災学習会を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

はい、ありがとうございます。

そうですね。やはりそういうことでないとなかなか、チラシだけもらっても、ほいと置いてしまうような状況ではないかと思います。

②、防災訓練や、町内会・長寿会の集まりなど大勢の集まりの中で、相談しながら判断力を養うなど、また、先ほど課長もおっしゃられました、自宅周辺の環境を自己診断し、災害に対する危険予知訓練を実施するなど、自分で考える、自分で決断する防災訓練のお手伝い、きっかけづくりの後押しをお願いしたいと思いますが、重複するかもしれませんけれどもこの辺のお考えをお願いいたします。

○安心安全課長 森 実央君

ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と少し重複するところもございますが、蟹江町では、町内会が実施する防災学習会での防災講話、避難所での防災訓練など蟹江町地域防災訓練のような町内一斉の訓練だけではなく、年間を通して、防災訓練や学習会を実施しております。

また、参加される住民の方が、聞くだけではなく実際に体験をして、災害時のイメージを

つかんでいただくためにも、携帯トイレのデモンストレーションや段ボールベッド、パーティションを実際に組み立てていただく避難所運営訓練など、住民の方が参加していただく訓練や学習会を行っております。

また、さきに答弁させていただきましたマイ・タイムラインの作成につきましてもこの一つだと考えております。

こうした活動から、災害時に自分がどう行動すべきかであったり、自分の地域に不足しているものが何かに気づくきっかけとなったり、災害発生時にどう避難所運営していくか、住民の方の間で話し合っていただくことへもつながっております。

今後につきましても、住民の方が主体となる訓練や学習会の内容について検討をし、災害を自分事として考えてもらえるよう進めてまいります。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

はい、ありがとうございます。

なるべくそういう場を提供していただきたい、自分事として考えられるような場を提供していただきたいと思います。

というのは、私の自分で恐縮なんですけれども、うちはすぐ裏に佐屋川が流れている。すぐ西には日光川が流れているということで、本当にもう、川、水、そばにあって、堤防があって、堤防からちょろちょろ水がしみ出ているとかということで、危険な地域だと思うんですけども、私自身がなかなかそういう危機感を持っていない。今までいいからいいんじゃないかという、そういう気楽な考えでいるんで、なかなかやはり、そういう場を持ってみんなで考えるとかってそういう場じゃないと、なかなか本気になって考えんのかと思ったんでこういう質問をさせていただきました。

昨今の地球的規模で異常気象や地殻変動が頻発する中、マンションやコンクリートビルなど頑丈な建物は別として、私の個人的な印象としては、一般の平家や2階建て住宅において、この垂直避難というのはどうしても、逃げ遅れ、取り残されの感が否めません。

伊勢湾台風のときの記録写真のような、屋根の上に避難している人々の印象が非常に強いんです。

また、参考資料につけました内閣府の避難情報に関するチラシを見ましても、この中にも垂直避難という言葉はどこにも見当たりません。なので、多分この後に、どこかで誰かが、耳触りのいい言葉として垂直避難、あつ、これいいなとか言って考え出したんじゃないかなと思いますけれども。

このチラシの中では、恐らく、先ほど課長もおっしゃられた屋内安全確保、この部分がそれに該当する内容であろうと思われますが、このチラシを見ても、その判断はかなり基準の高いものであります。詳細についてはそれぞれご確認をいただくとしまして、チラシにも3

つの条件というものが提示されていまして、安易に垂直避難、自宅においての垂直避難を選択できるものではないことが分かります。このチラシ見ますと。

要するに、垂直避難という判断は安易に選択するべきではない、いよいよ最終的な手段だと思います。

では、なぜそれを選択してしまうのか。情報量、危機意識、状況判断、そして、人智の及ばない想定外の気象などいろいろあるかと思います。ちょうどと言つたらいかんすけれども、昨日、皆さんもご承知だと思いますが、首都圏ですね、東京都や神奈川県で記録的短時間大雨情報が発せられたということで、昨日の夜も今朝もニュースで、たくさん水害の様子が映されていました。

こういうことで、想定外のこともあるかと思います。そんな状況の中で、せめて最低限の状況判断をする力、そして、自分事として手後れになる前に避難をする決断力を養う場を設けることが重要なのではないかと思います。

幸い、蟹江町近辺では、今、日本各地で起こっているような大災害は起こっていません。先ほどおっしゃられた津島では昨年あったということなんですが。逆にこれが不気味でもあります。この静かな間に、ぜひとも行政の主導の下で、町民の危機意識の向上をお図りいただけますよう要望を申し上げまして、大項目1問目を終わります。

では、続けて、通告書に従い、大項目2「所轄外の案件について問う」と題しまして質問をさせていただきます。

土木事業等の対応について、町民の方から問合せがありましたんで質問をさせていただきます。

なお、この参考資料としまして、該当地域の対応一覧表を添付しましたので参考をお願いいたします。また、この資料は私の家にも回覧板として回っていました回覧文書であり、町内会長の許可をいただいて表示をしております。

では、1問目、参考資料をご覧ください。

所轄外の案件についての対応として、いろいろあるんですけども、細かい内容はいいんですけども、どこどこに報告済みというのが何件かありますが、その後はどうなっているのでしょうか教えてください。

なお、件名が問題点ではありませんので、概略をお教えいただければ細かな件名は省略していただいて結構です。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、その後の対応についてお答えをさせていただきます。

こちら、毎年、次年度の土木事業工事要望の提出依頼を10月下旬頃に町内会長宛てに発送をしまして、提出されました要望に対する回答を6月頃に、各町内会長及び議員の皆様へ送付しているところでございます。

この中でも土木農政課で対応できない要望につきましては、それぞれの担当への連絡を取りながら対応をお願いしているところでございます。

今回、この資料の一覧の中にございます土木農政課所轄外の案件につきましては、安心安全課及びまちづくり推進課で対応済みというふうに確認をしております。この中でも蟹江警察の案件、横断歩道の設置に関しましては、条件に満たないため設置ができないということを蟹江警察署と確認を取っております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

はい、ありがとうございます。細かいところまでありがとうございます。

2問目ですね。

町民に対しては、報告済みのその後の対応が全く知らされていないのが現状です。要望を出した町民としては、所轄外とか報告済みとか全く関係なく、その案件そのものがどう処理されたか、または保留になったか、処理されなかつたかが知りたいところではあります。これについてはいかがお考えでしょうか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

土木農政課所管の案件につきましては、現地を確認し、現地の状況から優先順位等を判断しながら、本年度施工するもの、あと保留とするものについて決定をして、各町内会長への回答、各議員の皆様へのお知らせというところをしておるところでございます。

土木農政課所管以外のものにつきましては各担当への依頼をしておるところでございますが、要望書として土木農政課で受付をしております。その中で受付している以上、当課においても処理状況等を把握しながら、必要に応じ回答していくべきであると考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

はい、ありがとうございます。

町民からしてみると窓口になっているんで、やはりそれでお願いしたいと思っております。

問3、所轄外の案件について、管轄部署からの対応状況、そして、その結果等を知らせる、それをシステムとして、ルールとして整えることはできないでしょうか。その都度その都度、これどうしようかとかそう考えるんじやなくても、こういうルールで、例えば土木農政課から報告された分は、どうしたかをきちんと、もう要求しなくとも、請求しなくとも土木農政課へ答えるが来る。で、また、それをこういった文書にして町内会に戻すとかっていうそういうルールを整えることはできないでしょうか。要望者としては、結果が知りたい、それが一番重要な点であろうと思いますので、これについてご答弁をお願いいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

要望に対する回答書につきましては、各課及び関係機関と連携をしっかりと取りながら、効果的な周知方法や要望書の回答方法について検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

はい、ありがとうございます。ぜひとも検討をお願いいたします。

一つ一つの細かい案件の最終結果まで、報告・公表するのは物量的にも大変な作業かもしれません。しかし、その中のたった1件を要望した町民にとっては、その後どうなったかを知りたいのは普通の心理であろうと思います。行政にはできる限りの丁寧な対応をお願いしまして私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございます。

○議長 伊藤俊一君

以上で、安藤洋一君の質問を終わります。

質問10番 山岸美登利さんの質問、「災害時の多様な避難形態について」、「GIGAスクール端末の更新と情報モラル教育について」を許可いたします。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○5番 山岸美登利君

5番 公明党 山岸美登利でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、2問、質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目1「災害時の多様な避難形態について」順に質問をさせていただきます。

昨年6月に改正された国の防災基本計画には、新たに、避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援として、在宅避難や車中避難に対する支援に係る拠点の設置や、食料・飲料水などの物資提供を自治体に求めるよう明記されました。

能登半島地震を踏まえ、国・自治体などの災害対応を見直すため検討を進めてきた政府の作業部会の報告書の中には、在宅避難、車中避難など、避難所以外の被災者が物資を受け取れないなどの事例があったことから、避難所などの場所への支援から、被災者に向けた人への支援に考え方を転換することなどが提言されています。

近年では地震や豪雨・台風などの自然災害が頻発し、避難所だけでなく、自宅や車中、ホテルや親戚、知人宅で避難生活を送る住民が増加するなど避難の在り方が多様化しています。こうした避難形態に対する行政の支援体制の整備が急務であると考えます。

そこで、まず、在宅避難の整備について伺います。

災害時に自宅が安全である場合、避難所に行かず自宅で避難生活を送る在宅避難が推奨さ

れるケースがあります。特に、高齢者や障害のある方、小さなお子さまがいるご家庭にとつては、慣れた環境で過ごすことが、精神的・身体的負担の軽減につながります。

そこで、当町において、災害時に在宅避難を選択する住民の割合や傾向について、どのように把握されているのか。また、在宅避難者に対して、情報提供や物資支援などの支援体制はどのように整備されているのかお伺いいたします。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

災害時に在宅避難を選択する住民の割合や傾向については把握しておりません。しかし、防災訓練、防災学習会等を通じて、在宅避難のための備蓄を進めている方が増えているのは実感しているところでございます。

また、在宅避難者に対する支援体制につきましては、在宅避難をされる方も、最寄りの指定避難所において避難所利用登録票を提出していただき、避難者として登録をさせていただきます。このことにより、災害救助法の適用の対象となり、食事、日用品等の救助を登録した指定避難所において受けていただくこととなります。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

先ほど、安藤議員の質問のご答弁にもありましたけれども、住民意識を把握するために、講座等集客のあるときには、アンケートを用意するなど調査をしていくことは最も大切なことだと思います。今後、どうぞよろしくお願ひします。

また、ただいまご答弁ありました、在宅避難のための備蓄を進めている方が増えていることについて、当局の住民への広報啓発、地域の防災活動や防災・減災の会などボランティア団体の皆様の小中学校の出前授業や、専門家をお呼びしての防災講座の開催など、積極的な防災への取組による地道な広報啓発活動が日頃の備えにつながり、防災意識が高まっている一つなのではないでしょうか。関係する団体の皆様の日頃からのご活動に感謝を申し上げたいと思います。

では、特に、避難所に来ない、来られない住民の安否確認などの状況把握やライフラインが途絶えた場合、在宅避難者が安全に生活できるような支援策、例えば簡易トイレ、飲料水の配布、電源供給などは検討をされているのか。必要な支援につなげるための具体的な取組についてお聞かせください。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、ただいまの質問にご回答させていただきます。

特に、自力で避難所に来ることができない住民の方の安否確認につきましては、蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度等による、町内会を中心とした近隣住民の方の共助にお願いすることとなります。

また、ライフラインが途絶えた場合の支援といたしまして、最寄りの指定避難所に避難者として登録をいただき、その避難所から支援を受けていただくこととなります。

また、個人といたしまして、最低3日間、できれば1週間の必要物資の備蓄を推奨しておるところでございます。

必要な支援につなげるための具体的な取組といたしましては、防災訓練、防災学習会でも説明をさせていただいておりますが、避難所運営委員会に在宅避難者の代表の方も参加していただき、支援に漏れのないよう活動していただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

各自、自宅での備蓄、室内の安全確保、情報収集手段の確保はもちろん、近隣住民など日頃から助け合える関係をつくっておく地域コミュニティーとの連携も重要である一方、行政の役割としても、避難所以外の場所で避難生活を送る被災者の生活環境を整備することは、災害対策基本法でも努力義務と定めております。避難所に物資を受け取りに来る在宅避難者、また、避難所に来られない方々の安否情報の早期把握に努めていただき、速やかな情報提供につなげるための正確な情報の伝達をお願いしたいと思います。

次に、車中避難の支援の在り方についてお伺いいたします。

近年、避難所の混雑や感染症対策の観点から車中避難を選ぶ住民も増えています。車中避難者の数や状況を把握することは困難と思われますが、車中避難にはエコノミークラス症候群などの健康リスクが伴います。

そこで、医療機関との連携や巡回支援など健康管理の体制はどのように構築されているのか。また、車中避難者が安心して避難できるよう、駐車場の確保やトイレ・水道設備の整備など、受入れ環境の整備は進んでいるのか伺います。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

車中泊避難の方につきましても、在宅避難者と同様に最寄りの指定避難所に登録をしていただき、避難者として救助・支援を受けていただくこととなります。

避難所への保健師等の医療関係者の巡回を、必要に応じて、在宅避難者であったり車中泊避難の方にも受けさせていただくことになります。

車中泊避難の方の受入れ場所としましては、指定緊急避難場所兼指定避難所である小中学校及び希望の丘を考えております。これらの施設につきましては、指定避難所としての施設・備蓄品の整備を行っておりますが、今のところ車中泊避難者の受入れとしての整備は行っていないのが現状でございます。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

ただいまご答弁ありました、健康管理の体制は必要に応じて、保健師など医療関係者の巡回支援を受けられること、また、車中避難者の環境整備としての受入れ場所は小中学校と希望の丘を考えいらっしゃるとのご答弁でした。また、今後、受入れ環境の整備も進めていただきますようお願いをいたします。

では、町内には、商業施設や広い駐車場を持つておられる店舗がありますが、災害協定を結んでおく考えはあるか、今後どのようにしていかれるのかお聞かせください。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

規模の大きな立体駐車場につきましては、緊急避難場所としての支援協定は締結させていただいている施設もございます。しかし、車中泊避難者のための支援協定としては締結していないのが現状です。今後の方針につきましてはこれから検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

今回改正された防災基本計画にも、自治体へ、車中避難に対する支援に係る拠点の設備も明記されており、他の自治体も進めています。車中避難者への駐車場確保の拡充に向けて、積極的な災害協定へのご検討をよろしくお願いをいたします。

次に、今後の支援体制と地域防災計画への反映について。

在宅避難・車中避難を含めた多様な避難形態を前提とした地域防災計画の見直しは行われているのか。また、住民への周知や避難行動の選択肢を広げる取組として、災害時における「避難=避難所へ行く」という固定観念を改め、柔軟な避難行動を促すための住民周知・啓発活動はどのように行われているのかお聞かせください。

○安心安全課長 森 実央君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

多様な避難形態に対する蟹江町地域防災計画の修正につきましては、毎年実施しております蟹江町防災会議において承認をいただきながら進めていきたいと考えております。

また、住民への周知・啓発活動につきましては、防災訓練、防災学習会、広報誌、リーフレットの配布等を通じて継続的に実施をしております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

地域防災計画の見直しは毎年行っていただいており、防災会議で承認されているとのご答弁でした。今年度の防災計画の見直しの時期をお聞かせください。

○安心安全課長 森 実央君

今年度の修正につきましては、来年2月に開催を予定している防災会議の中で承認をいた

だく予定をしております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援について、被災者に向けた人への支援としての様々な点を考慮した見直しによる防災計画になりますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、避難所防災鍵ボックスの運用体制について伺います。

本町では、災害時に緊急指定避難場所となる小学校、中学校などの公共施設の入り口に、地震自動解除鍵ボックス（避難所防災鍵ボックス）が設置されています。地震や豪雨、その他の災害が発生したときには避難所を開設して、住民に安全な場所を提供することは重要な初動対応の一つです。

昨年1月の能登半島地震では、避難所の鍵を管理する担当者の到着が遅れ、避難してきた住民が屋外で待機せざるを得なかったり、学校などの窓ガラスを割って入ったりと、入り口が施錠されており、避難所に入れない事例が複数ありました。災害時の速やかな鍵の解除や保管方法が課題となり、その解消に向けて自治体による取組が進められております。

そこで、暗証番号の入力やカードキー、遠隔操作やスマホアプリを利用した解除方法などにより鍵の保管箱が開くデジタルキーボックスなどの設置についてのお考えをお聞かせください。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

デジタルキーボックスの設置につきましては、現在のところは考えておりません。

蟹江町では、震度5弱以上の揺れを感じた際に自動で解錠される防災ボックスを設置しており、設置施設は、小中学校などの指定緊急避難場所の9施設でございます。今後、現状の防災ボックスの不具合等で更新が必要になったり、新たに設置する場合にはデジタルキーボックスの導入についても検討していくと考えております。

防災ボックスにつきましては、大地震発生時の津波等浸水被害に対処するため、指定緊急避難場所に設置し、避難者が施設を解錠し避難する体制を取っています。

なお、一部の緊急避難場所では、周辺町内会の方に鍵を貸与し、施設を解錠できるように対処しておるところでございます。

また、台風等による大雨等に対する避難指示の発令につきましては、その発令に先立ち職員を派遣し、指定緊急避難場所兼指定避難所を開設し、避難者を受け入れることになります。避難指示が発令している間は避難場所に避難。解除後に自宅等に住めなくなった方は避難所に移動していただくという手順となっております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

石川県小松市では、避難所に指定されている市内小中学校の体育館に、施設管理者だけではなく地域住民も開けることができるデジタルキーボックスを設置し、昨年7月から運用されております。担当の職員の方によりますと、デジタルキーボックスを導入したことで、地域住民の方から、避難所の初期開設訓練を望まれて、訓練したいと声が上がり、防災意識が高まつたそうです。また、平常時には小中学校体育館の貸出しにおける利便性向上も図られているとのことです。

災害の規模によっては、職員が現場に駆けつけられないことも想定されます。住民が安心して避難所に速やかに入れるよう、初動対応を円滑に進めるための重要なフェーズになってきますので、既に設置されている自治体に状況を伺うなどしながら、また、各施設の管理者と連携を取っていただきながら、防災鍵ボックスのDX化（デジタルトランスフォーメーション）の導入に向けてご検討をいただきたいと思います。

それでは、最後に町長に伺います。

冒頭に申し上げました能登半島地震を踏まえた災害対応の見直しにより、避難所などの場所への支援から、被災者に向けた人への支援に考え方が転換されています。蟹江町として、在宅避難・車中避難を含めた多様な避難形態に対応できるよう、今後どのような方針で取り組んでいかれるのかご所見をお伺いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、山岸議員のご質問にお答えをしたいと思います。

答弁漏れ等々ございましたらご指摘をいただければありがたいと思います。

るるお話を拝聴させていただきました。大変ご協力いただきましてありがとうございます。

多種多様な方法で職員はスキルアップを図ってございます。ただ、基本的には、やはり職員だけではなくて、31自治町内会の皆様方、そして住民の皆様方が一緒になって、その災害、防災に対しての意識を高めていただく、これが一番重要なことだというふうに思っています。

この9月ですけれども、ちょうど2000年ですか、東海豪雨が起きてちょうど25年。いみじくも9月26日は、1959年ですね、伊勢湾台風があって、もう5,000人以上の方がお亡くなりになられている。東海豪雨に至っても10人以上の方が亡くなっていることもあります。これは水害ということに特化した災害ですが、今一番危惧されているのは、やはりいつ起こるか分からない、必ず来るであろうと言われております南海地震、東南海のプレート地震であります。30年以内に80%の確率で起こるであろうと。それに対して準備をという、いろいろな啓発啓蒙を我々もやってございます。

そうすると、一番最初にこの地域が考えられるのは、マイナスゼロメートル以下、蟹江町だけではございませんが、この海部一帯、濃尾平野一帯がゼロメートル以下というリスクを抱えております。それぞれ皆さん、自治体の中ではしっかりととした対応をしておみえになり

まして、排水機、そして川の堤防の強化等々、やれるところについては今もしっかりと継続中であります。いざ、やはり災害が起きますと、そのときのシチュエーション、ロケーションが全く変わってしまいます。特に蟹江町がやはり注目をしたいのは堤防、6本の川が流れておりますので、県の河川も含めてありますけれども、破堤したときの水害がやはり一番危惧されるところであります。これ雨もそうありますし地震によって堤防が破堤をしたという想定の下での話であります。

そんな中で先ほど安藤議員からもご質問いただいたように、多種多様な避難方法があると感じております。ただ、ほかの日本のいろいろな自治体と違うのは、間違いなく水のリスクはあるということで、それは一番最初に考えていかなければいけないことだというふうに思っております。今でもやっております。今でも対策についてはしっかりと勉強させていただいておりますが、今後とも、住民の皆さんと相談をしながら、防災訓練、そして避難所の開設訓練等々を含めて、ハード・ソフトしっかりとやってまいりたいというふうに、今現在考えておる次第であります。

以上です。

○ 5番 山岸美登利君

ありがとうございます。

結びに、災害時の避難は住民一人一人の事情に応じた柔軟な対応が求められます。行政としても、避難所だけでなく在宅避難・車中避難を含めた支援体制の構築と情報発信が重要になってきます。住民の命と健康を守るために、より実効性のある防災施策の推進を強く要望し、大項目1問目の質問を終わります。

続けて大項目2の質問に移ります。

「G I G Aスクール端末の更新と情報モラル教育について」。

G I G Aスクール構想の下で整備された端末の更新について質問いたします。

G I G Aスクール構想は2019年12月に文部科学省が補正予算を計上したことに始まり、児童生徒に1人1台の端末を配備し、個別最適な学びをI C T端末を活用して実現をしていく構想です。翌2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子供たちの学びの機会を守るために急速に普及し、今ではG I G Aスクール端末は全国公立小中学校向けの端末で約950万台に上ります。

今後、これらの大量の端末が2025年から2027年にかけて順次更新時期を迎えるため、既にこの夏休み中に更新整備されている自治体もあるかと思いますが、適切な処分が重要な課題となり、G I G A第2期では、政府の負担で都道府県に基金を創設し、原則として都道府県ごとの共通仕様書を基に共同調達することになり、調達の大型化が予想されます。

このため、端末更新の68%は2025年度、本年に集中し、来年度予算での更新端末の適切な調達が課題となる一方で、この大量の端末処理をどのように進めていくのかが大きな課題に

なってきます。

文部科学省では、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領において、更新端末への補助に当たり、端末の整備・更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等、処分計画の策定・公表を義務づけています。

そこで、懸念される1つ目として、文部科学省、経済産業省、環境省の3省合同通知で示された方法で端末が再使用・再資源化されなかった場合、第2期端末購入の補助要綱に非該当になる懸念があります。当町の場合はリース会社が所有者になりますが、この通知によれば、「排出事業者には処理の責任がある。仮に無許可業者に処理を委託した場合、適正に処理されず、不法投棄や不正に海外に輸出されるなどの社会問題につながる」と小・中・高等学校等の排出事業者としての責任を警告をしています。

2つ目として、合同通知では、「データ消去が適切に実施されずに、個人情報漏えい等の責任を問われる可能性がある」とも言及されています。

例えば、写真に自宅の位置情報が保存されていたり、いじめ相談アプリの履歴が残っています。また、閲覧履歴やパスワード情報がGIGA端末に残っている可能性があり、GIGA端末の記憶媒体は単純な物理破壊ではデータの復元が可能とされており、専用ソフトでの処理により確実にデータを消去しなければ、子供たちの個人情報の流出につながりかねません。

そこで伺います。

当町において、来年度以降、何台程度を新規リースし、旧端末を処分する必要があるのか。併せて、その際の適切な端末処分とデータ消去に対する認識と具体的な取組について伺います。

○教育部次長 館林久美君

それでは順番にお答えさせていただきます。

まず、新規リース台数と処分台数についてでございます。

新たに更新予定の台数は3,200台を予定しております。また、それに伴う処分台数といたしましても、ほぼ同数の3,205台ほどを予定しているのが今の現状値でございます。

また、端末の処分とデータ消去に対する認識と取組についてでございますけれども、学習用端末につきましては個人情報を多く含んでおります。また、再資源化できる金属なども多く含まれておりますので、国が示す適切な処分方法に沿って行ってまいりたいと考えております。

具体的には、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者による処理とさせていただき、国が示す基準に基づき、解体・破碎・再資源の選別ができるように、業者としっかりと打合せを行いながら進める必要があると現段階では考えております。

また、これまでの他の自治体での実績なども確認させていただきながら、信頼できる業者の選定に努める必要があると考えております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

はい、ありがとうございます。

本町はリース契約になっています。リース会社と認定事業者が処分や再資源化について、国の通知に沿った方法で処分しているかどうか確認するとともに、補助金の対象外になるリスクが残らないようよろしくお願いをいたします。

次に、教育委員会とリース会社、認定事業者との連携について質問いたします。

2024年5月17日の環境省通知では、使用済み端末には、レアメタル等の有用な金属が多く含まれ、我が国における金属資源の枯渇リスク対応等の観点から、G I G Aスクール構想の下で整備された端末を含めた使用済み端末の適正な再資源化を推進することが必要であるとされています。つまり、使い終わった端末には貴重な金属が使われているため、限りある資源を無駄にせず再利用すること、また、資源を守るためにも正しい方法でリサイクルをしてリサイクルの推進をしてくださいと通知されています。

また、この背景等を踏まえ、端末の更新に当たって、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への処分委託を、現行端末の再使用または再資源化の手法として示しており、G I G Aスクール端末等の処分に当たっては、法律に基づき国の認定を受けた再資源化業者との連携を検討するよう依頼されています。

G I G Aスクール構想は、教育委員会の施策ではありますが、G I G Aスクール端末を処分するに当たっては、端末が適正に処理されずに不法投棄や不正な海外輸出等の社会問題につながることや、データの消去が適切に実施されずに個人情報漏えい等の責任を問われることが生じないよう、教育委員会、また小型家電リサイクル法の認定事業者等と連携し対応する必要があるのではないでしょうか。

そこで伺います。

当町を含む収集区域における小型家電リサイクル法の認定事業者数を明らかにするとともに、環境省通知に基づく教育委員会、認定事業者とリース会社の連携への認識と取組についてお伺いいたします。

○教育部次長 館林久美君

それでは、先ほどのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

個人情報やデータの情報漏えいはあってはならないことだと認識しております。更新を進める中で業者にお示しする仕様書の中には、データの消去や機器の廃棄についてもしっかりと明記をする必要があると考えております。

また、タブレットに入っているソフトにつきましては、現在、クラウド上で管理しているものもありますので、そちらにつきましてはそういうリスクは低いと考えますけれども、データ消去につきましては、専用ソフトによる消去の後、物理的破壊を行った上で、さらに

完成図書やマニフェストの発行も必要になってくると考えております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

はい、ありがとうございます。よろしくお願ひします。

G I G Aスクール端末の処分委託及びデータ消去等の予算措置に関連して、これらが適切に行われなかつたことで、2019年12月、神奈川県では納税に関する個人や法人の情報、公共事業に絡む様々な書類、公共施設の設備に関する図面など、大量の秘密情報が流出されました。

また、昨年2024年4月には、札幌市内の中学校の教師が、生徒の個人情報が記された書類を、上司の許可なく職員室から持ち出して体育館に置き忘れ、これを複数の生徒がスマートフォンで撮影したと見られる画像がネット上に流出し、特定の生徒の個人情報を不適切に取り扱った事例がありました。

さらには、同年8月、宮城県気仙沼市の市立病院で、担当課が、個人データが入っていることを認識しないままレジ端末を業者に引き渡し、業者もデータ消去の認識がないまま、下請け業者を通じてフリマアプリで販売及び同業者へ転売されたことで、患者の情報4万9,000人分が漏えいしたおそれが生じ、市当局が謝罪に追い込まれています。

学校のデータがネットに流出した事案、また、データ消去について、正しい認識がない事業者に処分を委託したことでの情報漏えいした事例など、個人データの不適切な取扱いが相次いで発生をしています。

来年度以降に更新が集中するG I G Aスクール端末の処分に当たっては、法令を遵守した適切なリース会社と認定事業者への委託及びデータ消去等がしっかりと行われることが極めて重要であります。

そこで、G I G Aスクール端末からのデータ漏えいなど不適切な取扱いがないよう、今後編成される令和8年度予算においても、関係部局が適法な認定事業者（リース会社）への委託及びデータ消去等に必要な予算措置を行うことが不可欠であると考えますが、当局の見解を伺います。

○教育部次長 館林久美君

それでは、データ消去などに必要な予算措置についてお答えをさせていただきます。

次期タブレットの端末更新に係ります予算計上につきましては、現在使用しているタブレット端末のデータ消去、先ほどから申し上げております私用での内容も含めた方法とともに含めた内容が必要になってくると思いますので、そこも盛り込んだ内容の予算計上を予定しております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

はい、ありがとうございます。

来年度に更新が集中するG I G Aスクール端末の大量処分に向けては重要な時期です。単純な物理破壊ではデータが復元されるおそれがありますので、専用ソフトによるデータ消去等の対応と情報漏えい対策、適法なリユース・リサイクルが担保された関係事業者から処理結果の証明書や報告書で確認できるよう見える化の仕組みも重要ではないでしょうか。教育委員会、リース会社、依頼した認定事業者が連携を取りながら、適切な端末処理が済むようしっかりとご対応をしていただきますようお願いをいたします。

次に、ネットの危険から子供を守る取組についてお伺いいたします。

こども家庭庁が実施した令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査によりますと、子供が自分専用のスマートフォンを利用している割合は、小学生が70.4%、中学生が93%、高校生が99.3%となっており、児童生徒において自分専用のスマートフォンなどを所有している割合は高く、教育現場においても、G I G Aスクール構想により配備された1人1台端末によって、全ての児童生徒がインターネットを利用できる状況となっていることから、スマートフォンなどの使用によるトラブル防止と情報モラルの向上を図ることが重要であると考えます。

そこで、当町における小中学生の自分専用のスマートフォン、タブレットの所有状況や利用状況、利用時間の現状についてお聞かせください。

○教育部次長 舘林久美君

それでは、ただいまの質問に順番にお答えさせていただきたいと思います。

まず、所有状況でございます。

小学校につきましては729人という、全体の43%ぐらいです。中学校につきましては787人で、これは全体からすると88%ぐらいですので、先ほど議員がおっしゃった数字よりは少し低いかなというのが町内の現状でございます。

また、利用時間につきましては年齢によって少しばらつきがありますので、小学校6年生、中学校3年生というところで数字をお示しさせていただきたいと思います。

まず、小学校につきまして1時間未満である生徒は大体20%ぐらい。それに対して中学校は6%です。1時間から2時間未満のところは、小学生で21%、中学生で17%となります。その上、2時間から3時間未満というところが16%が小学生で中学生が21%。最後に3時間以上使っているよという児童生徒につきましては、小学生は43%、中学生は56%とやや中学生のほうが使用時間は多くなっているのが現状でございます。

そして、利用については、やはりゲーム、インターネット、SNSなどが多いかなというのを今把握しているところでございます。

以上です。

○5番 山岸美登利君

具体的な数字でお示しいただき、現状がよく分かりました。

インターネットの利用は子供たちにとって役立つ情報を多く得ができる一方で、暴力的な表現やアダルト画像といった悪影響を及ぼす不適切な情報も数多く存在しています。また、メールやインターネット掲示板、SNSなどのコミュニティサイトについても、利用方法を誤ると、自分が気づかないうちに見知らぬ人に個人情報を知られてしまったり、巧みな言葉で誘惑され犯罪に加担してしまうなど様々なトラブル等が生じる危険性があります。

そこで、情報モラルに関する事案の発生状況と対応についてお尋ねいたします。

○教育部次長 館林久美君

それでは、情報モラルに関する事案の発生状況と対応についてお答えをさせていただきます。

先ほど、小学校、中学校の所有率、使用状況をお伝えさせていただきましたけれども、やはり利用時間や利用状況が先ほどのようにあるというところで、各小中学校でもSNSによるトラブルなどは現在発生しているというふうには報告は受けております。しかし、その対応につきましては、学校にはSNSのトラブル以外の事案も、問題事案もございますので、そちらと同じような対応を、その都度必要な指導をさせていただいているというのが現状でございます。

○5番 山岸美登利君

ありがとうございます。

特定の個人への誹謗中傷や画像・動画を送るなど、SNSに起因するケースが増えています。未然防止への啓発とともに、事案の発生があった場合は、関係者との連携、情報共有、またご助言、ご指導をお願いしたいと思います。

加害者にも被害者にもならない安全・安心なインターネット利用を、子供たちが自ら判断して行動できる力を育む情報モラル教育の充実が求められていますが、インターネットやSNSを使うのは、学校よりも自宅をはじめとしたプライベートで使用することが多いことから、保護者の協力を得ることも重要であると考えております。

そこで、児童生徒への情報モラル教育及び保護者への情報モラル講習会などの取組状況をお聞かせください。

○教育部次長 館林久美君

それでは、児童生徒への教育、または保護者への講習会などの取組というところでお答えをさせていただきます。

児童生徒には、もちろん情報モラルにつきましては教員が行っております。それに加えまして、中には外部講師を招きながら実施している学校もあるというのが現状でございます。

保護者に向けた講習会などは特にやっていないんですけども、先ほど申した児童生徒が学んだことなどを学年通信などで紹介していくことをさせていただき、情報を共有させてい

ただいているというのが現状でございます。

以上です。

○5番 山岸美登利君

保護者への情報モラル講習会は行っていないとのことでしたが、可能であれば、住民の皆様を広く対象とした講座の開催、また、児童生徒と保護者が一緒に学ぶ機会となるよう、積極的なお取組をお願いしたいと思います。

それでは、次に、万一、ネットいじめやトラブルに巻き込まれた場合、子供たちや保護者がすぐに相談できる環境は整っているのかお尋ねいたします。また、児童生徒が学校生活や家庭生活で抱える課題は複雑化しており、相談支援体制の充実が求められます。何よりも、本人が相談しやすい環境をつくるために、学校配布の学習用タブレット端末を活用した相談窓口を開設できないかお尋ねいたします。

○教育部次長 館林久美君

相談窓口の開設についてお答えをさせていただきます。

現在、タブレット端末を活用いたしました相談窓口については把握しておりません。学校では、事例はございません。ただ、子供たちからは直接相談していただくことに加えまして、毎学期に1度なんですかけれども生活アンケートをさせていただき、子供の問題、悩みなどに寄り添っております。

今後は、直接相談ができない、意見が言えないなどといった児童生徒にも対応ができるように、端末を活用した発信方法なども検討していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

ありがとうございます。

また、タブレット端末の活用でも相談体制ができるような検討もお願いをいたします。

次に、近年では学校配布の学習用タブレット端末による自撮りや盗撮による問題も全国的に見受けられます。だまされたり脅されたりして、自分の裸などの写真を撮影させられ送信させられる自画撮り被害に遭う児童生徒の数は、全国で毎年500人以上多くの被害が出てきます。中学生が半分以上を占め、高校生が約3割、小学生が約1割となっています。一度撮った動画や自撮りの写真は、デジタルタトゥーとして半永久に残るおそれもあります。たった1枚でも将来に影響が出ることも考えられます。

こうした被害を防ぐため、愛知県警、藤田医科大学、アプリ開発企業の産官学連携の下、AIを利用して被害を防止するアプリが開発されました。このアプリは、子供を守るという意味から「コドマモ」と名づけられています。コドマモは、子供が自分のスマートフォンで裸や下着姿などわいせつな画像を撮影、保存した場合、AIが撮影データを判別し画像を削除するよう促す通知が表示されるとともに保護者にも通知されるというアプリになっていま

す。A Iはサーバーを介さず、端末上で完結するため、画像は端末の外には共有されることなくプライバシーは保護されます。子供たちが犯罪に巻き込まれる危険性を遠ざけ、トラブルを未然に防ぐ手立てを講じることは重要であると考えます。

そこで、当町においても情報モラル教育を推進するとともに、子供を守るための有効な機能が備わっている、愛知県警などが開発したアプリ、コドマモを周知啓発してはどうかと考えますがご所見をお伺いいたします。

○教育部次長 館林久美君

それでは、コドマモアプリの周知啓発についてお答えをさせていただきます。

コドマモアプリにつきましては、児童生徒の犯罪被害を防ぐ、また子供たちを守るために一つの手法であると考えております。ですので、先行的に導入しております自治体などの状況、また、学校に、ひと月に1、2回なんですかけれども警察OBさんが巡回していただいておりますので、その方のご意見などを確認させていただきながら検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

よろしくお願いします。

それでは最後に、産官学で開発されたコドマモアプリを導入した場合、一定の効果が期待できると考えます。学校配布の学習用タブレット端末にコドマモアプリをインストールしてはいかがでしょうか、ご見解をお聞かせください。

○教育部次長 館林久美君

それでは、学習端末にコドマモアプリのインストールをというところでご質問いただきました。

コドマモアプリにつきましては、まず学校の学習端末へインストールというところにつきましては、持ち帰りの頻度に合わせて検討していくべきものなのかなというところを現段階では考えております。先ほどの保護者への周知のご質問もありましたように、コドマモの有用性というところは、まず、保護者と子供の関係というところに大きくあると思いますので、今後、学校のほうでコドマモアプリが周知できればなというふうに思っております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

状況に合わせてご検討のほどよろしくお願いします。

ネットの危険から子供たちを守るための情報モラルの向上を図る取組は、今後ますます重要なってきます。また、情報モラル教育は、子供たちが未来の情報社会を安全に、そして責任を持って生き抜くために不可欠な教育です。児童生徒の実態把握とともに、発達段階に応じた指導、繰り返しの体験学習など情報モラルの重要性を実感できるよう働きかけを強く

要望し一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 伊藤俊一君

以上で、山岸美登利さんの質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

(午前10時19分)